

令和8年度（令和7年度実施）北九州市公立学校教員採用候補者選考試験の受験要件等の明確化に伴う実施要綱の一部改正について

Ⅰ 教員採用候補者選考試験の募集要件等の明確化に係る背景と実施要綱の改正理由

(1) 教職経験者特別選考（現職正規教員）

<現行>

現職正規教員枠は、「本市の教員として即戦力となり、安定して勤務することのできる人材」を望んでおり、募集においても、以下の「受験要件」を設定している。

- ① 現在、正規教員であること。
- ② （現在の）自治体又は学校法人等に継続して1年間以上在籍し、かつ（現在の自治体又は学校法人等に）通算1年間以上の勤務経験があること。
- ③ 初任者研修を修了していること。

<背景と改正理由>

近年、教員の採用倍率が低下していることもあり、一つの自治体に留まらず、複数の自治体を転々とする正規教員が見受けられるようになり、以下の事案が発生した。

【事案1】

- ① 現在、正規教員。
- ② 過去に複数の自治体で勤務経験があり、一つの自治体に1年間以上在籍したことはあるが、一つの自治体で1年間の勤務経験はない。しかし、複数の自治体を通算すると1年間以上の勤務経験となる。
- ③ 初任者研修については修了している。

【事案2】

- ① 現在、正規教員。
- ② 過去に別の自治体で1年間以上在籍し、かつ通算1年間以上の勤務経験がある。しかし、その後、在籍自治体を転々とし、現在の自治体では、1年間以上在籍していない。
- ③ 初任者研修については修了している。

以上の事案を受け、現行の受験要件②をより明確にする必要が出てきたため、実施要綱の改正を行う。

(2) 大学等推薦特別選考

<現行>

推薦にあたっては、大学等に責任をもって推薦していただくことを望んでおり、募集においても以下の「受験要件」を設定している。

- ① 北九州市立学校教員を第一志望とすること。
- ② 学業成績が優秀であり、かつ本市の教員として優れた実践力を発揮することが期待できること。
- ③ 推薦の対象となる校種等（教科）の教諭一種普通免許状取得の課程認定を受けている大学または教諭専修普通免許状取得の課程認定を受けている大学院  
等

<背景と改正理由>

近年、大学卒業後に通信制の大学へ入学し、数単位のみ修得して免許を取得する者や教職課程とは異なる学部<sub>に</sub>在学しながら、通信制の大学で単位を取得し、免許を取得す

る者も見受けられるようになり、以下の事案が発生した。

【事案1】

「通信制の大学に在籍して単位のみを取得している者を通信制の大学が推薦できるか」という問い合わせ。(この通信制の大学には、〇〇通信大学という名前であっても、実際に通学を求める課程の大学は含まない)

【事案2】

「在籍している大学は、教員免許状の一種免許を取得できる大学であるが、在籍している学部が、教職課程とは異なる学部に在籍。通信制の大学で単位を取得しており、教員免許状は取得できる予定。この学生について、在籍大学が推薦できるか」という問い合わせ。

以上の事案については、受験要件である「本市の教員として優れた実践力を発揮することが期待できる者」に対し、「通信制で単位だけを取得して者」や「教職課程ではない学生」について、大学側が「教員としての資質や能力を踏まえ、責任をもって判断する」には不十分であると考えるため、現行の受験要件をより明確にする必要があり、実施要綱の改正を行う。

## 2 試験実施要綱の改正内容

現行	変更案
(教職経験者特別選考の受験資格) 第5条 (1) 現に国公立学校(小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校及び特別支援学校)の正規教員として勤務している者で、自治体又は学校法人等に継続して1年間以上在籍し、かつ、通算1年間以上の勤務経験(休職、育児休業等の期間を除く。)がある者。	(教職経験者特別選考の受験資格) 第5条 (1) 現に国公立学校(小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校及び特別支援学校)の正規教員として勤務し、 <u>かつ出願時点で、現</u> 自治体又は学校法人等に継続して1年間以上の勤務経験(休職、育児休業等の期間を除く。)がある者
(大学等推薦特別選考) 第8条 (3) 受験日の属する年度の3月31日現在において別表第5に掲げる「推薦が可能な大学等」で定める大学等を卒業見込または修了見込であること。	(大学等推薦特別選考) 第8条 (3) 受験日の属する年度の3月31日現在において別表第5に掲げる大学等 <u>に在籍し、対象となる課程</u> を卒業または修了見込であること。
別表第5(第8条関係)推薦が可能な大学等推薦の対象となる校種等(教科)の教諭一種普通免許状取得の課程認定を受けている大学または教諭専修普通免許状取得の課程認定を受けている大学院もしくは教職大学院	別表第5(第8条関係)推薦が可能な大学等推薦の対象となる校種等(教科)の <u>教員免許状の一種免許状</u> 取得の課程認定を受けている大学または <u>専修免許状</u> 取得の課程認定を受けている大学院もしくは教職大学院 <u>※ 通信のみの大学は含まない。</u>

## 3 改正要綱の施行日

令和6年11月1日から施行し、令和7年度に実施する選考試験から適用。

## 4 改正規程

北九州市公立学校教員採用候補者選考試験実施要綱